

札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、札幌市、不動産関係団体、共同住宅の管理会社及び共同住宅の賃貸に関するあっせん・仲介業者等が、共同住宅居住者（以下「居住者」という。）へのごみ排出ルールの周知及び不適正排出の防止等に係る方策について情報交換及び連絡調整を行い、相互に連携して実効性ある取り組みを行うことにより、居住者の排出マナーの向上を図り、以って良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事項の意見及び情報の交換、調査、研究並びに検討の事業を行う。

- 居住者の排出マナーの向上に係る方策
- 居住者へのごみ排出ルールの周知・啓発方法
- 居住者の違反排出に対する指導方法
- 居住者が利用するごみステーションの管理手法
- 共同住宅専用ごみステーションに外部から排出される場合の対応方法

(会員)

第4条 協議会は、別表に掲げる者により組織する。

- 2 協議会への入会には、会員の推薦及び協議会の承認を要するものとする。
- 3 会員が退会しようとする場合は、協議会に届け出るものとし、会員が事業を廃止したときは退会したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、会員の互選により選出する。

- 2 会長は会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の任期)

第6条 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の開催及び運営)

第7条 協議会は、毎年2回程度開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 協議会は、会長が招集する。

- 3 協議会は、第3条に定める事業、その他事業の実施に関し必要な事項について協議し、決定する。
- 4 協議会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第3条に掲げる事項について必要な調査、研究及び検討を行うため専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、前項の規定により調査、研究及び検討した事項を取りまとめ、協議会において報告する。
- 3 専門部会の委員は、別表に掲げるものから互選する。
- 4 委員の任期は第6条の規定を準用する。

(賛助会員)

第9条 協議会の目的に賛同する者は、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員になろうとする者は、その旨を記載した申込書(様式1)を事務局に提出しなければならない。
- 3 賛助会員は、第3条に定める調査等に参加することができる。
- 4 賛助会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届(様式2)を事務局に提出しなければならない。

(協議結果の尊重)

第10条 会員及び賛助会員は、協議会における協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、札幌市環境局環境事業部業務課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年9月15日から施行する。

別 表

札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会会員

	名 称
不動産関係団体	(社)高層住宅管理業協会 北海道支部
	札幌市アパート業協同組合
	(社)全国賃貸住宅経営協会 北海道支部
	(社)全日本不動産協会 北海道本部
	(社)北海道宅地建物取引業協会
	(社)北海道マンション管理組合連合会
共同住宅管理会社等	(株)アパマンショップリージング
	(株)常 口 ア ト ム
	(株)ビッグサービス
札幌市	環境局 環境事業部 業務課・清掃事務所
	消防局 予防部 予防課

(会員名称 50音順)